

労働基準広報 2015 No.1874

12/11

CONTENTS

特集 三六協定の締結・届出の実務Q & A ————— 6

法定時間超の残業等させるには 三六協定の締結・届出が必須

労働者に法定労働時間を超える労働や法定休日の労働を行わせる場合には、「三六協定」の締結・届出を行わなければならない。「三六協定」には、法定労働時間を超えて残業させることのできる時間数などを定めなければならないが、これについては、「1年間で360時間まで」などの上限を示した「限度基準」が示されている。なお、この「限度基準」を超える残業が必要な場合には、特別条項を定めることも可能だ。

(編集部)

●労働判例解説／専修大学事件 ————— 17

労災の療養補償を受ける者に打切補償を支払い解雇
打切補償により解雇制限が解除に
解雇の有効性について審理差戻す
(平成27年6月8日・最高裁第二小法廷判決)

業務上疾病により労災保険の療養補償給付などを受けているXが、療養開始から3年を経過した後会社Yから打切補償の支払を受けた上でされた解雇について、一審・二審とも解雇を無効としたが、最高裁は、打切補償により解雇制限が解除されると判示し差戻した。

(弁護士・新弘江 [あだん法律事務所])

●解釈例規物語⑦ ————— 34

第37条関係
割増賃金の基礎から除外される賃金
—その3—

「臨時に支払われた賃金・1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金」

(中川恒彦)

●NEWS ————— 1

(求職者支援訓練受講者を対象に初の追跡調査)訓練終了後6～9ヵ月末就職者17%/ (就業形態多様化に関する調査結果)3年前より正社員以外の者の比率が「上昇」14%/ (27年度上半期の労災保険支払状況)前年同期と比べて2.1%減の約3682億7250万円/ほか

●特別企画／中小企業両立支援助成金 ——— 28

「育休復帰支援プランコース」の概要
育休からの復帰支援プラン作成・
実施し育休取得と職場復帰の際に
30万円を支給

(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課)

●労務資料 平成27年 就労条件総合調査結果

①～労働時間制度～ — 41 ●連載 労働スクランブル⑧ (労働評論家・飯田康夫) — 46 ●わたしの監督雑感 沖縄・沖縄労働基準監督署長長濱直次 — 54 ●労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

不利益変更 [年間の休日日数と所定労働時間] 所定短縮し出勤日数増やしたい — 48	弁護士・加島幸法
雇用保険 [傷病のため求職活動できない者] 基本手当の支給は — 50	特定社労士・大槻智之
不利益変更 [保育所が決まらず軽易業務への変更を検討中] 賃金減るが可能か — 52	弁護士・荻谷聡史

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内